

神崎市ふるさと納税応援事業者募集要項

平成28年2月 1日制定
平成28年4月27日改定
平成30年1月25日改定
平成30年9月 4日改定
令和元年12月5日改定
令和2年3月18日改定
令和4年10月31日改定
令和5年 4月 1日改定
令和5年 5月 1日改定
令和5年 6月15日改定
令和5年10月 1日改定
令和6年 6月10日改定
令和7年 4月 1日改正

1 目的

神崎市へのふるさと納税の促進と、納税された方へ贈る「返礼品」を市が市内事業者から購入することで、地域経済の活性化を図る。また、神崎市の特産品等をPRすることで、神崎市の魅力を発信することを目的とする。

2 応募事業者について

下記の要件にすべて該当すること。

- ① 本社、または事業所を市内に有する法人や個人事業者
- ② 納期到来分の市税（神崎市において納税義務がない場合、市外の法人は会社所在地の、市外在住の個人事業主は住所地の市区町村税）を滞納していないこと。
- ③ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、及び佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※ただし、①・②に該当しない場合であっても、佐賀県が認定する地域資源を取り扱う事業者及び市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。また、上記の要件に適合しても市が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できない場合がある。

3 返礼品について

(1) 食料品・非食料品について

下記の①・②のいずれかに該当すること。ただし、③・④は必須とする。

- ①主となる原材料の産地が市内であること。

- ②主要部分の加工・製造の工程が市内で行われ、相応の付加価値が生じていること。
 - ③食品の場合は、寄附者に到着後5日以上のお味又は消費期限が保証される返礼品であること。
 - ④関係法令を遵守していること。
- ※ただし、①・②に該当しない場合であっても、総務省告示（平成31年総務省告示第179号）等において該当すると判断できるものについては取り扱いを行う。

(2) サービス・役務等について

下記の①・②に該当すること。

- ① 市内において提供その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が神埼市と相当程度関係性のあるものであること。
 - ② 関係法令を遵守していること。
- ※ただし、①に該当しない場合であっても、総務省告示（第179号）等において該当すると判断できるものについては取り扱いを行う。

(3) 要件について

- ① 返礼品は「単品」、「詰め合わせ」のどちらでもよい。ただし、配送単位は「1」となるよう包装されていること。
- ② 発注後、速やかに(5日以内)納品が可能な返礼品であること。ただし、季節限定、期間限定、数量限定等の限定の返礼品については、申込時に提供期間等を明らかにしておくこと。
- ③ 原則、全国に配送が可能であること。ただし、配送不可地域（離島等）がある場合は、申込時に明らかにしておくこと。

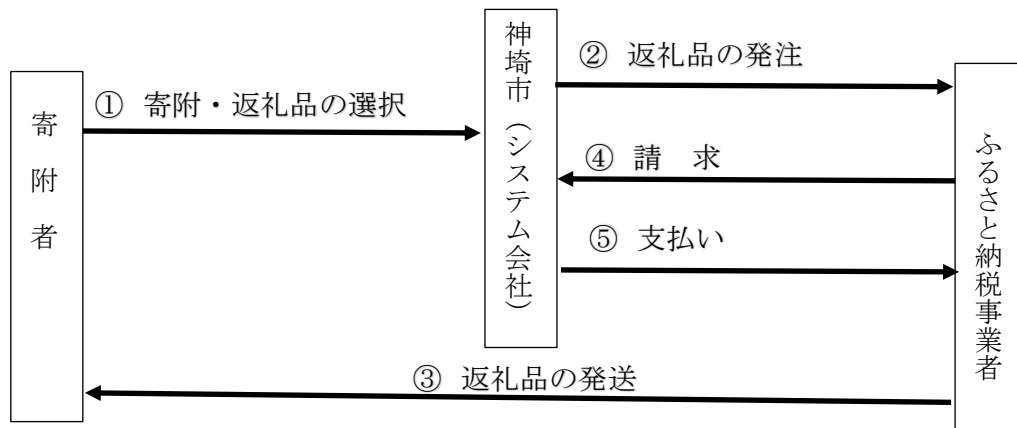
4 返礼品の価格帯について

返礼品の価格帯については、別紙のとおりとする。

5 返礼品の発送及び支払いについて

返礼品についての寄附者からの問い合わせや苦情に対しては丁寧かつ真摯に対応し、解決に努めること。また、寄附者が不在や不通により連絡がつかない場合であっても、原則として事業者が継続的に寄附者へ連絡を行うこと。さらに、返礼品の補償やクレーム対応については、市は一切その責めを負わないものとする。また、その際の送料については事業者負担とする。

<寄附から返礼品の発送、支払までの流れ>



- ① 神崎市に寄附が行われ、返礼品が選択される。
- ② 神崎市が事業者へ発注する。
- ③ 事業者から寄附者へ返礼品を搬入する。
- ④ 事業者が月末締めで神崎市へ請求する。
- ⑤ 請求後、神崎市から事業者へ代金を支払う。

6 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、必要書類とともに移住・定住推進課ふるさと納税係に提出する。

- ① ふるさと納税「返礼品」提案申込書【事業所情報】（紙またはデータで提出）
- ② ふるさと納税「返礼品」提案申込書【商品情報】（データで提出）
- ③ 誓約書
- ④ 返礼品及び梱包後の写真（データで提出）
- ⑤ 市税の未納がない証明書

※新しく神崎市に設立された法人の場合は、「所在証明書」を提出すること

※神崎市において納税義務がない場合は、会社所在地（個人事業主は住所地）の市区町村
税の未納がない証明書を提出すること

- ⑥ 事業者概要(任意様式) パンフレット等でも可

7 選考について

申し込まれた返礼品は、選考後、事業者へ結果を報告する。

8 募集期間について

募集は随時受け付けるが、選考、契約、掲載、システム導入説明等を行うため、時間的余裕をもって申込書等を提出すること。

9 個人情報の保護について

ふるさと納税事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、神崎市個人情報保護条例並びに関係法令を遵守すること。

10 届出義務について

次のいずれかに該当するときは速やかに神崎市に届けなければならない。

- ① 納品に遅延が生じたとき。
- ② 販売中止または終了になるおそれが生じたとき。
- ③ 品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。
- ④ 申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。

11 取扱いの中止について

次のいずれかに該当するときは事業者または返礼品の取扱いを中止するものとする。

- ① 提案内容に虚偽があったとき。
- ② 事業者及び返礼品が募集要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ 返礼品が総務省から承認されなかったとき。
- ④ その他、申し込み時の内容に変更が生じたとき。
- ⑤ その他、市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(別表1)

返礼品価格表

区分	返礼品の価格(梱包代、消費税含む)	寄附金額
区分1	返礼品の価格は、寄附金額の30%以内とする	5,000円～100,000円 (1,000円単位で設定)
区分2		105,000円～300,000円 (5,000円単位で設定)
区分3		310,000円～2,000,000円 (10,000円単位で設定)

※返礼品の価格と関東への送料の合計は、寄附金額の38%以下でなければならない。

※返礼品の価格が498,000円以上の返礼品については食料品に限るものとする。